

令和5年第3回尾鷲市議会臨時会会議録

令和5年3月31日（金曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年3月31日（金）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第27号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第28号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第29号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等
の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第30号 | 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議
決について |
| 日程第 7 | 議案第31号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の
議決について |
| 日程第 8 | 議案第32号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第4号）の議決について

（提案説明、質疑、委員会付託） |
| 日程第 9 | 議案第27号 | 尾鷲市市税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等
の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議
決について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の
議決について |
| 日程第14 | 議案第32号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第4号）の議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決） |

○出席議員（7名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
8 番 中 村 レ イ 議員	9 番 中 里 沙 也 加 議員
10 番 仲 明 議員	

○欠席議員（2名）

5 番 村 田 幸 隆 議員	7 番 内 山 左 和 子 議員
----------------	------------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
総 務 課 長	竹 平 專 作 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
税 務 課 長	仲 浩 紀 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
教 育 長	田 中 利 保 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議事・調査係書記	樺 田 朋 実

〔開会 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより、令和5年第3回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和5年第3回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」をはじめとする議案6件を提出させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員、7番、内山左和子議員は病気のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日

程第 8、議案第 3 2 号「令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」までの計 6 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 6 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第 2 7 号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から議案第 3 2 号「令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」までの 6 議案について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 2 7 号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、国からの法定受託事務として、森林環境税の賦課徴収を令和 6 年度より個人住民税・均等割と併せて徴収することによる所要の改正に加え、道路交通法の一部改正において、電動キックボードが新たに定義されたことにより、特定小型原動機付自転車の税率区分を変更するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、8 ページを御覧ください。

議案第 2 8 号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、項ずれ等を解消するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、10 ページを御覧ください。

議案第 2 9 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」につきましては、地方税法施行令の一部が改正され、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準が見直されることになり、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を 2 8 万 5,000 円から 2 9 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を 5 2 万円から 5 3 万 5,000 円に引き上げて軽減対象を拡大するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、12 ページの議案第 3 0 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」から、14 ページの議案第 3 2 号「令和 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」までの 3 議案につい

て説明いたします。

まず、令和5年度一般会計補正予算について説明いたします。お手元に配付の令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,644万4,000円を追加し、これにより予算総額を100億6,091万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,644万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンを全額公費で受けられる「特例臨時接種」が令和5年度末まで延長されたことに伴う、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の追加であります。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,000万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費4,644万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費で、主なものとしましては、職員の時間外勤務手当242万9,000円、役務費のうち、接種券等の通知に係る通信運搬費287万円、委託料のうち、予防接種委託料3,430万4,000円の追加であります。

続きまして、令和4年度補正予算について説明いたします。お手元に配付の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第15号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,150万4,000円を追加し、これにより、予算総額を120億7,047万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款地方譲与税から12ページの9款地方特例交付金までは、額の確定による増減であります。そのうち主なものとして、10ページの6款1項1目法人事業

税交付金が1,990万6,000円の増額、7款1項1目地方消費税交付金が2,945万8,000円の増額であります。

12ページ、13ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税8,281万6,000円の増額は、特別交付税の額の確定によるものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付による524万8,000円の増額であります。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,198万1,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みによる1,200万円の減額、及び災害等対策寄附金1万9,000円の増額は、1団体の方から御寄附を頂いたものであります。

同じく7目一般寄附金5,000円の増額は、1名の方から御寄附を頂いたものであります。

14ページ、15ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金360万円の減額は、基金対象事業費の一部に地方創生臨時交付金が充当されることにより、繰入額を減額するものであります。

21款市債、1項市債、4目土木債については、国庫補助事業の精算による事業組替えに伴い、橋梁整備事業債を360万円減額し、道路整備事業債を360万円増額するものであります。次に、歳出について説明いたします。

16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億2,150万4,000円の増額は、財政調整基金積立金1億2,820万5,000円の増額、ふるさと応援基金積立金672万円の減額、また、災害等対策基金積立金1万9,000円は、頂いた寄附金を積み立てるものであります。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、国庫補助事業の精算による事業組替えに伴い、工事請負費を347万6,000円減額し、設計等業務委託費を347万6,000円増額するものであります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

変更3件につきましては、水産基盤ストックマネジメント事業をはじめ、それ

ぞれ額の確定により繰越額を変更するものであります。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

変更2件につきましては、国庫補助事業の精算による事業組替えに伴い、橋梁整備事業と道路整備事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について説明いたします。

19ページを御覧ください。

今回の国民健康保険事業特別会計補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461万9,000円を追加し、これにより予算総額を21億6,870万円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

26ページ、27ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金1,461万9,000円の増額は、療養給付費及び高額療養費の支給額増加に伴う普通交付金の増額であります。

次に、歳出について説明いたします。

28ページ、29ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等1,211万8,000円の増額は、療養給付費等の増額によるものであります。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費250万1,000円の増額は、高額療養費の増額によるものであります。

以上をもちまして、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から、議案第32号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」までの6議案についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規

則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。
これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の6議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、予算委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時14分]

[再開 午前11時09分]

議長(小川公明議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第9、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」から日程第14、議案第32号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」までの計6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、濱中佳芳子副委員長。

[3番(濱中佳芳子議員)登壇]

3番(濱中佳芳子議員) 私ども、行政常任委員会へ付託されました議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、議案第28号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」、議案第29号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」、議案第30号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」、議案第31号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第15号)の議決について」、議案第32号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」、以上、条例関係3件、予算関係3件の計6議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました6議案につきましては、いずれも

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第9、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第28号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第29号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第30号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第31号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第15号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第32号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、議案の審査に当たりまして、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました、議案第27号「尾鷲市市税条例の一部改正について」をはじめとする議案6件につきまして、いずれも原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶として

おきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 本日1日御苦労さまでございました。

これをもって、令和5年第3回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時17分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉